

○日中一時支援事業  
《基本》

区分	利用時間	区分1	区分2	区分3			
障害児	～ 4時間	123	148	189			
	4時間超 ～ 8時間	246	296	378			
	8時間超 ～	369	444	567			
	利用時間	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
障害者	～ 4時間	123	123	141	156	189	222
	4時間超 ～ 8時間	246	246	282	312	378	444
	8時間超 ～	369	369	423	468	567	666
重度療養介護	利用時間	区分5・6		備考			
	～ 4時間	600	①区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行なっている者。				
	4時間超 ～ 8時間	1200	②区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重症心身障害児者であること。				
	8時間超 ～	1800					

・同一日の同一事業所での複数回利用は、通算時間を利用時間とする。

・短期入所事業を算定した日は、日中一時支援事業を算定してはならない。

※重度療養介護対象者は医療機関である指定短期入所事業所においてサービス提供を行った場合が対象となる。

《加算》

単独利用加算(注1)	区分	区分1	区分2	区分3			
	障害児	121	148	189			
	区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
障害者	121	121	139	156	189	222	

注1: 単独利用加算は、同一日に同一法人内で、生活介護、児童デイサービス、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、又は通所による旧法施設支援を利用しなかった場合に算定する。

送迎加算(注2・注3)	単位
	33

注2: 送迎加算は、利用者に対して、日中一時支援事業所と利用者の居宅、その通学する学校、その利用する日中活動サービスに係る指定障害福祉サービス事業所との間で送迎を行った場合に、片道につき33単位を加算する。ただし、日中一時支援事業所と指定障害福祉サービス事業所が同一法人のときは、送迎加算は算定できない。

注3: 同一日の同一事業所での送迎加算の算定は、1日につき2回を限度とする。